

第3次 土庄町エコオフィス計画

土庄町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)



平成29年3月

土庄町

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	目的	1
2	計画期間	1
3	対象範囲	1
4	対象となる温室効果ガス	1
第 2 章	第 2 次エコオフィス計画の進捗状況	2
1	2 次エコオフィス計画の概要	2
2	平成 2 7 年度実績値	2
3	2 次計画の評価等	2
第 3 章	温室効果ガス排出量の目標	4
1	方針	4
2	目標	5
第 4 章	取組内容	6
1	職員共通の取組	6
2	庁舎・施設管理等での取組	8
第 5 章	計画の進行管理	9

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

土庄町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「土庄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「土庄町エコオフィス計画」という。）を策定し、取組を推進していきます。土庄町では、第1次計画として平成19年3月に地球温暖化防止に向けた取組を進めるための「土庄町エコオフィス計画」を策定し、第2次計画にあたるものを平成24年に策定しました。今回策定する計画が第3次土庄町エコオフィス計画となります。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

- 第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画期間

平成29(2017)年度から平成33(2021)年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成27(2015)年度とします。ただし、技術の進歩及び状況の変化等をふまえて適時見直しを行うこととします。

3. 対象範囲

「土庄町エコオフィス計画」の対象範囲は、土庄町役場の全事業拠点の事務及び事業とします。ただし、包括委任等の民間委託して行う事業は含まないものとします。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進していきます。

第 2 章 第 2 次エコオフィス計画の進捗状況

1. 第2次エコオフィス計画の概要

○計画実施期間：平成23年度から平成27年度までの5年間

○基準年度：平成23年度

○温室効果ガスの排出量削減目標 8.7%

(平成23年度実績)

項目	基準年度（平成23年度）	
	量	Kg-CO2
電気	3,335,527Kwh	2,428,264
軽油	52,245 ℓ	135,051
ガソリン	30,332 ℓ	70,421
A重油	175,717 ℓ	476,128
灯油	29,096 ℓ	72,434
LPガス	10,573 m ³	63,098
計	—	3,245,396

2. 平成27年度実績値

(平成27年度実績)

項目	実績値（平成27年度）	
	量	Kg-CO2
電気	3,120,135Kwh	2,174,734
軽油	57,332 ℓ	148,201
ガソリン	26,844 ℓ	62,322
A重油	142,404 ℓ	385,862
灯油	18,568 ℓ	46,226
LPガス	6,258 m ³	37,351
計	—	2,854,696

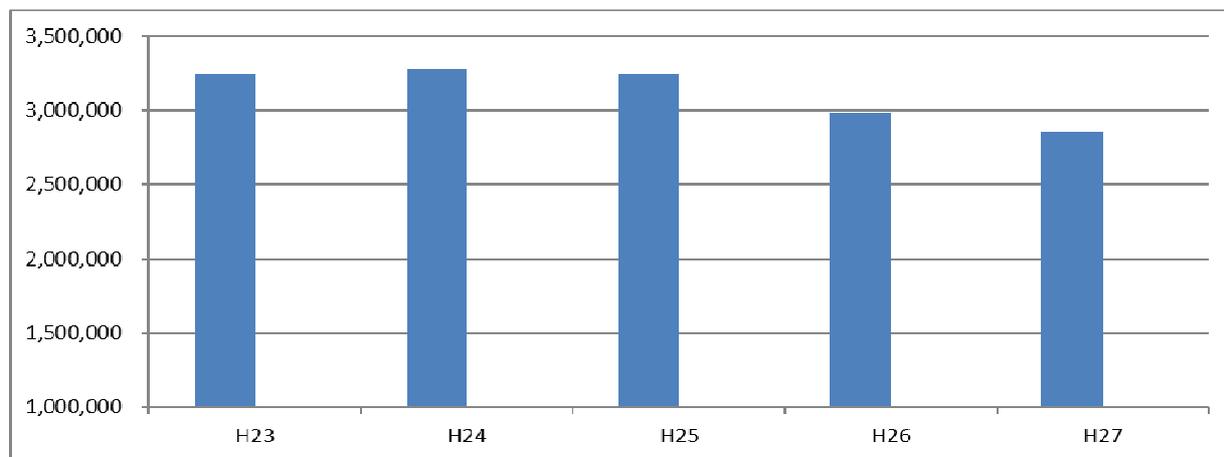
3. 2次計画の評価等

平成27年度の土庄町事務事業に伴う温室効果ガスの排出量は、2,854,696Kg-CO2 となりました。基準年度比（平成23年度）から12.04%の削減です。温室効果ガス排出量削減目標8.7%を大きく上回ることができました。

過去5年間使用量

	電気 (Kwh)	軽油 (ℓ)	ガソリン (ℓ)	A重油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	LPガス (m³)	Kg-CO2
H23	3,335,527	52,245	30,332	175,717	29,096	10,573	3,245,396
H24	3,279,670	67,510	29,101	188,530	26,290	6,690	3,278,694
H25	3,313,946	67,549	24,789	188,815	29,736	6,416	3,238,828
H26	3,187,906	60,995	25,071	159,276	20,505	5,831	2,983,964
H27	3,120,135	57,332	26,844	142,404	18,568	6,258	2,854,696

過去5年間温室効果ガスの排出量をグラフでまとめたもの



第 3 章 温室効果ガス排出量の目標

1. 方針

土庄町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

土庄町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育ていくために、土庄町では、「土庄町エコオフィス計画」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成 29 年 3 月 31 日 土庄町長 三枝 邦彦

2. 目標

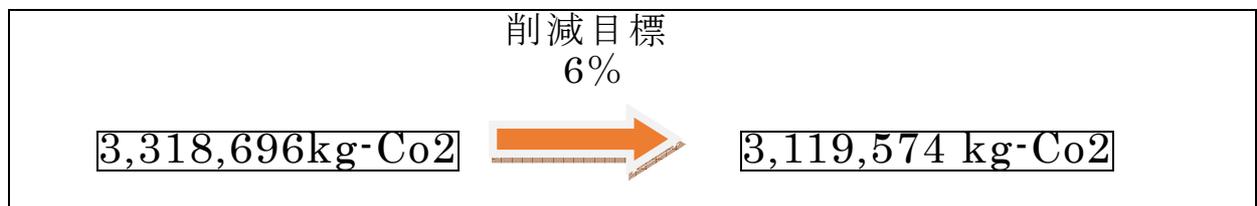
土庄町は、計画期間中に、役場の庁舎等の施設から出る温室効果ガス総排出量を、平成33年度までに、6%削減します（平成27年度を基準とします）。

目 標	土庄町は、 計画期間中の温室効果ガス総排出量を6%削減します。
------------	--

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

基準年度（平成27年度）における温室効果ガス排出量

項目	実績値（平成27年度）	
	量	Kg-CO2
電気	3,636,501Kwh	2,534,641
軽油	57,332ℓ	148,201
ガソリン	27,195ℓ	63,137
A重油	180,404ℓ	488,828
灯油	18,658ℓ	46,448
LPガス	6,274 m ³	37,441
計	—	3,318,696



※ 土庄町のホームページで掲載している「平成27年度 土庄町エコオフィス計画の公表（実績及び評価）」及び2ページの実績値と5ページの実績値と数字が異なるのは、平成27年度より施設等の増加により対象事業が増えたことによります。

第 4 章 取組内容

1. 職員共通の取組

土庄町エコオフィス計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調関係	○空調設定温度・湿度の適正化
	○使用されていない部屋の空調停止
	○換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	○クールビズ、ウォームビズの敢行に努め、設定温度の適正化による節電に努める
給排水・給湯	○冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	○トイレ、会議室、給湯室、倉庫、書庫等の照明は、利用していない時には消灯する。
	○照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	○使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	○エコドライブの推進
	○タイヤの空気圧の調製等、定期的な点検、整備を行う。
その他	○近距離の用務には、徒歩や自転車の利用に努める。
	○可能な限り公共交通機関を利用する。
	○食品ロス削減(食べきりタイム等の実施)に努める。

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	○両面コピー、裏面利用の徹底
	○資料の共有化や簡略化
	○庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	○不用意なゴミの削減
	○排出ゴミの分別促進、資源化促進
	○割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	○封筒、ファイルなどの再利用促進
	○プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
物品購入	○グリーン購入の推進※

※グリーン購入推進の判断基準

環境物品を選定する際の判断基準は、環境省が定める「環境物品等の調達
の推進に関する基本方針」に準じます。

2. 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・回収工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容
電気関係	○水銀灯等のLEDへの更新の検討
	○人感センサーの導入の検討
	○機器の省電力機能の活用
	○デマンド監視装置の導入による電力使用量の見える化の検討
	○コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	○変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
空調	○ウォーミングアップ時の外気取入停止
	○空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	○冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	○除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
その他	○庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

3. 事務局の取組

土庄町地球温暖化対策等委員会事務局（住民環境課）は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガス排出量の削減に資する次の取組みも検討していきます。

① 職員等の意識啓発活動の推進

土庄町全体全庁的に温室効果ガス排出量の削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。土庄町地球温暖化対策等委員会事務局（住民環境課）は、職員向け説明会や研修会、関連するポスター等の掲示など、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

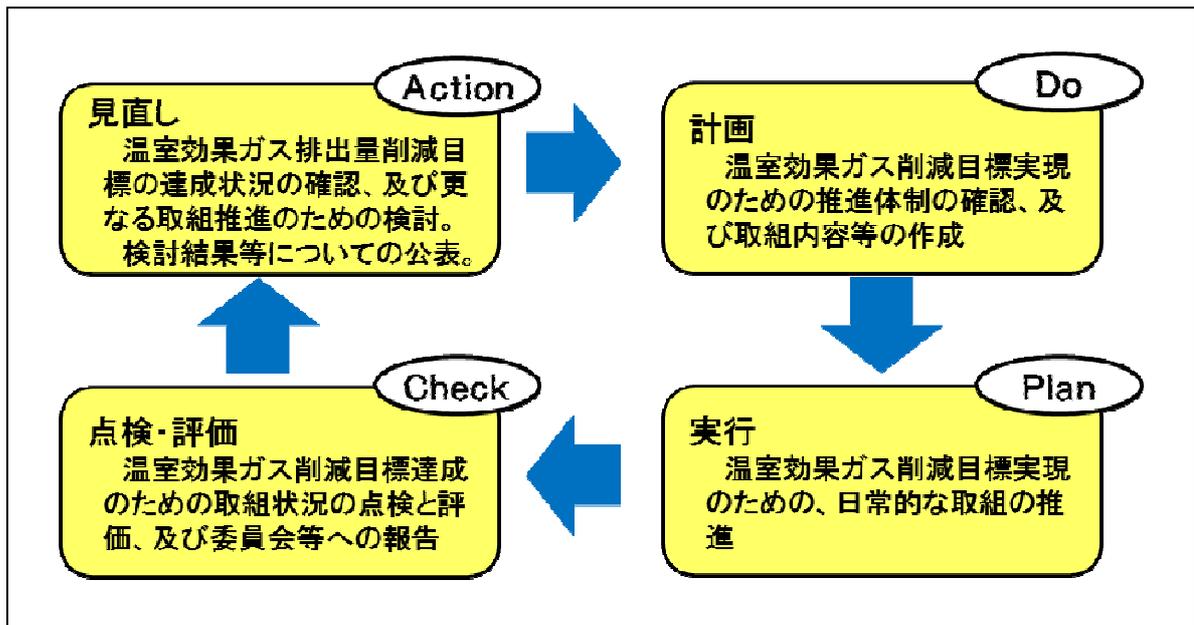
② 活動実績のとりまとめと公表

土庄町地球温暖化対策等委員会事務局（住民環境課）は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表します。

第5章 計画の進行管理

1. 進行管理の仕組み

「第3次土庄町エコオフィス計画」の仕組みは次のとおりです。
進行管理の仕組み図



①計画（Plan）

課長等は、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、本計画の重要性、及び取組の励行等について係長・施設長等、及び職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。

②実行（Do）

すべての職員は、土庄町エコオフィス計画に従い、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務めます。課等の長は課内から1名環境推進委員を指名します。

③点検・評価（Check）

環境推進委員は、年4回点検等を行い、課長等に報告する。課長等は、環境推進委員から報告を受けたものを点検・評価し、土庄町地球温暖化対策等委員会事務局（住民環境課）に報告する。

④見直し（Action）

地球温暖化対策等実行責任者（住民環境課長）は、各課の報告を踏まえて、実行計画の進捗状況を総括し、年に1回、計画の進捗状況や取組成果等に関

し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤実績の公表

地球温暖化対策等実行責任者（住民環境課長）は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年 1 回、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表する。